

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成17年1月17日

国立大学法人東京農工大学長 宮 田 清 藏

17 経教 規程第2号

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程（16 経教規程第58号）の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

区 分	授業料	入学料	検定料
学部生	年額 535,800 円	282,000 円	17,000 円
学部生（3年次編入生）	年額 535,800 円	282,000 円	30,000 円
大学院生	年額 535,800 円	282,000 円	30,000 円
研究生	月額 29,700 円	84,600 円	9,800 円
科目等履修生	1単位 14,800 円	28,200 円	9,800 円

附 則（17 経教 規程第2号）

- この規程は、平成17年3月31日から施行し、平成17年度の授業料について適用する。ただし、第3条の表の授業料の項研究生の欄及び科目等履修生の欄の規定は、平成17年1月17日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、平成10年度末の在学者及び平成11年度以後に当該者が属することとなる年次に転学、編入学及び再入学した者の授業料の額は、なお従前の例による。